



神奈川県労働局発表  
平成27年7月10日

担 当	神奈川県労働局職業安定部
	職業安定課長 清原 忠夫
	課長補佐 篠原 浩
	電話045-650-2811

## 箱根地域（大涌谷周辺）への雇用保険の特例措置の実施について

箱根地域（大涌谷周辺）の火山活動の活発化により、噴火警戒レベルが3（入山規制）に引き上げられたことから、当該地域は災害対策基本法に基づく警戒区域として立ち入り規制がなされています。これにより現在、地域内の事業所では、休業を余儀なくされるなど影響を受けております。

厚生労働省では、災害地域に適用される雇用保険の支給に関する特例措置を、箱根地域（大涌谷周辺）の警戒区域内に含まれる事業所及び避難指示の対象の事業所にも適用することといたしました。特例措置の内容は以下のとおりです。

### <災害特例措置の内容>

- 再雇用が予定されている一時離職者は、通常では、雇用保険の支給対象とならないが、箱根地域（大涌谷周辺）における警戒区域内の事業所と避難指示の対象事業所の一時離職者に対し特例的に支給すること。
- 特例対象者は、離職の日前1年間に被保険者期間が6か月以上で支給可能となること。  
※自己都合離職者の場合は、離職の日前2年間に被保険者期間12ヶ月以上必要
- 特例対象者は、倒産・解雇等による離職者と同等の手厚い給付日数となること。